

## 指定介護予防支援事業者の指定拡大に伴う契約手続き等について

<介護保険法の一部改正に伴う利用者との契約の考え方>

令和 6 年 4 月以降の事業者	担当ケアマネジャーの所属	令和 6 年 4 月以降の契約手続き
地域包括支援センター	地域包括支援センター	変更なし
地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者 (地域包括支援センターからの一部委託)	
指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)	指定介護予防支援事業者	利用者との契約の締結 (現行契約の終了及び新規契約の締結) ※利用サービスにより、介護予防ケアマネジメントとなる場合は、速やかに地域包括支援センターと連携してください。 ※新規契約については、予め三者契約等を交わすことで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約漏れを未然に防止することができます。

<介護保険法の一部改正に伴う変更点>

	サービス	ケアマネジメント	ケアマネ (令和 6 年 3 月まで)	ケアマネ (令和 6 年 4 月～)
事業対象者	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所へ一部委託)	地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所へ一部委託)
要支援 1・2	総合事業のみ			地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所へ一部委託)
	予防給付 + 総合事業	介護予防支援		地域包括支援センター 指定介護予防支援事業者